

# 令和3年度における水田活用の直接支払交付金の見直し全体像

## 【 令和2年度 】

### ①高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)

- ・地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて、年度当初に産地交付金を配分。

### ②水田農業高収益化推進助成

(高収益作物：2.0万円/10a×5年間、畑地化：10.5万円/10a)

- ・都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物を導入する産地を支援。

### ③産地交付金の県枠

- ・県が支援内容を設定する産地交付金の県枠の割合を、1.5割以上とし、重点品目の単価を上乘せ。

### ④交付金の代理受領

- ・ブロックローテーションの維持等の場合に限定して、代表農業者等が交付金の代理受領が可能。

## 【 令和3年度 】

### ①高収益作物等<sup>※1</sup>拡大加算 (3.5万円/10a)

- ・高収益作物、新市場開拓用米、加工用米等への転換拡大を後押しするため、**加算単価を増額**して支援。 **(拡充)**  
※1：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

### ②水田農業高収益化推進助成

(高収益作物：2.0 (3.0<sup>※2</sup>) 万円/10a×5年間、畑地化：17.5万円/10a)

- ・加工・業務用野菜等の導入や排水対策等による生産性向上を**加速化**するため、**助成単価を増額**して支援。 ※2：加工・業務用野菜等の場合 **(拡充)**

### ③都道府県単独事業への国による追加支援 (都道府県連携型助成)

- ・都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、**(新設)**当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援。

### ④飼料用米等の数量払いにおける自然災害等の特例措置

- ・標準単収以上の収量が**確実**だった者には、自然災害等の場合でも、**(拡充)**特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援。

### ⑤産地交付金の県枠の拡大

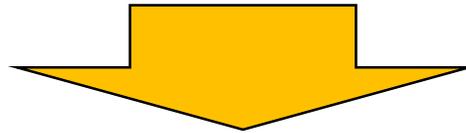
- ・産地交付金の県枠について、**地域の実情にも配慮しつつ、(運用見直し)**原則として**2割以上**に拡大。

### ⑥交付金の代理受領の対象拡大

- ・農業者から委任を受けた**集出荷業者等**が、産地単位でのまとまった**作付転換の取組**を推進する場合にも代理受領を可能に。 **(運用見直し)**

## これまでの経緯

- 令和3年産の作付転換については、昨年12月に関連対策を決定して以降、営農計画書等の提出期限である6月末に向けて、約半年間にわたり、全国各地で取組を推進してきたところ。
- 本年4月末時点で約3.7万haの作付転換がすでに見込まれており、その後も各産地で転換が見込まれている状況。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、集落等での話し合いが円滑に実施できず、関連する手続きについても遅延等が生じている地域農業再生協議会もあるところ。



## 対応方針

- 営農計画書等の提出期限については、要領の規定<sup>※1</sup>どおり、6月30日とする。
- したがって、水田活用の直接支払交付金等を申請する場合は、6月30日までに営農計画書等を提出する必要。

ただし、地域農業再生協議会から、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、関連する手続きについても遅延等が生じている等の申し出があった場合において、その理由がやむを得ないものと認められる時は、提出期限以降の申請内容の修正等は認める。<sup>※2</sup>

※1: 需要に応じた生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3857号農林水産省生産局長通知)等。

※2: 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う令和3年産米に係る需要に応じた生産・販売に関する要領の取組計画書等の提出について(令和3年6月22日付け農林水産省政策統括官付穀物課長通知)。